

大阪南労働基準監督署発表
令和8年1月13日

【照会先】

大阪南労働基準監督署
(電話)
06-7688-5580

労働安全衛生法違反の疑いで書類送検
(労働者に高さ1.5メートルをこえる箇所で外壁の塗装作業を行わせるに
当たり、安全な昇降設備を設置しなかった疑い)

令和8年1月13日、大阪南労働基準監督署（署長 塩尻 公）は、下記のとおり、株式会社じょぶほか2名を労働安全衛生法違反の疑いで、大阪地方検察庁に書類送検しました。

記

1 被疑者

(1) 株式会社じょぶ（以下「被疑会社」という。）及び同社代表取締役A（以下「被疑者A」という。）

本店所在地 大阪府東大阪市中新開
事業内容 建設業

(2) 個人事業主B（以下「被疑者B」という。）

所在地 奈良県奈良市南永井町
事業内容 左官工事業

2 違反条文等

(1) 被疑会社及び被疑者Aについて

労働安全衛生法違反
同法第31条第1項
労働安全衛生規則第653条第2項
同法第36条
同法第119条第1号（罰則）
同法第122条（両罰）

(2) 被疑者Bについて

労働安全衛生法違反
同法第21条第2項
労働安全衛生規則第526条第1項
同法第27条第1項
同法第119条第1号（罰則）

3 事件の概要

- (1) 被疑者Aは、被疑会社が行う木造3階建て建物の新築工事現場（以下「本件工事現場」という。）における業務において施工管理を行うとともに安全管理を行う者であるが、本件工事現場において、高さ1.5メートルを超える箇所に労働者が安全に昇降するための設備等を設けることなく請負人である被疑者Bが使用する労働者Cに外壁の塗装作業を行わせた疑いがあるものです。
- (2) 被疑者Bは、本件工事現場において、高さ1.5メートルを超える箇所に労働者が安全に昇降するための設備等を設けることなく労働者Cに外壁の塗装作業を行わせた疑いがあるものです。

4 参考事項

- (1) 令和7年2月21日、本件工事現場において、労働者Cが、高さ約1.8メートルの足場から墜落し、令和7年2月26日に死亡に至った労働災害が発生しました。
- (2) 適用法条文は、別紙のとおり。

適用法条文

○労働安全衛生法(抜粋)

第 21 条(事業者の講すべき措置等)

1 (略)

2 事業者は、労働者が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

第 27 条(労働者の遵守事項)

第二十条から第二十五条まで及び第二十五条の二第一項の規定により事業者が講すべき措置及び前条の規定により労働者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。

2 (略)

第 31 条 (注文者の講すべき措置)

特定事業の仕事を自ら行う注文者は、建設物、設備又は原材料(以下「建設物等」という。)を、当該仕事を行う場所においてその請負人(当該仕事が数次の請負契約によつて行われるときは、当該請負人の請負契約の後次のすべての請負契約の当事者である請負人を含む。第三十一条の四において同じ。)の労働者に使用させるときは、当該建設物等について、当該労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 (略)

第 36 条(厚生労働省令への委任)

第三十条第一項若しくは第四項、第三十条の二第一項若しくは第四項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十二条第一項から第五項まで、第三十三条第一項若しくは第二項又は第三十四条の規定によりこれらの規定に定める者が講すべき措置及び第三十二条第六項又は第三十三条第三項の規定によりこれらの規定に定める者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。

第 119 条(罰則)

次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の四第五項、第五十七条の五第五項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十五条の四、第六十八条、第八十九条第五項(第八十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第九十七条第二項、第百五条又は第百八条の二第四項の規定に違反した者
二～四(略)

第 122 条(両罰)

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第一百六条、第一百十七条、第一百十九条又は第一百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

○労働安全衛生規則(抜粋)

第 526 条(昇降するための設備の設置等)

事業者は、高さ又は深さが一・五メートルをこえる箇所で作業を行なうときは当該作業に従事する労働者が安全に昇降するための設備等を設けなければならない。ただし、安全に昇降するための設備等を設けることが作業の性質上著しく困難なときは、この限りでない。

2 (略)

第 653 条(物品揚卸口等についての措置)

注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人の労働者に、作業床、物品揚卸口、ピット、坑又は船舶のハッチを使用させるとときは、これらの建設物等の高さが二メートル以上の箇所で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるところに囲い、手すり、覆(おお)い等を設けなければならない。ただし、囲い、手すり、覆(おお)い等を設けることが作業の性質上困難なときは、この限りでない。

2 注文者は、前項の場合において、作業床で高さ又は深さが一・五メートルをこえる箇所にあるものについては、労働者が安全に昇降するための設備等を設けなければならない。